

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（141）」
2. 日時：平成29年5月11日 13時32分～16時25分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、
大塚安全審査官、村上安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他12名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 耐延焼性試験において、どのようなものを基準として、各試験の供試体仕様を定めているのか整理して説明した資料を提出すること。
- 耐延焼性試験の供試体のケーブル積載量を変えることに伴い、隙間の量が同時に変化することになるが、これが試験の目的を踏まえ妥当なものなのか整理して説明した資料を提出すること。
- 加振試験において、直線トレイを試験モデルとして代表することについて、妥当性を再考して整理した資料を提出すること。（他の形状のトレイについても同等の影響といえるのか検討すること。）
- 加振試験において、ベルトの各結束方式に対し、ベルトの張力の変化を考慮した試験内容について整理して説明した資料を提出すること。
- 多段トレイにおける代替措置の安全上のメリットの説明について、健全な状態と不完全な状態を整理して説明した資料を提出すること。
- 難燃ケーブル取替と代替措置の選定の判断基準における代替措置の安全上のメリットの位置付けについて、整理した資料を提出すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について＜複合体の設計とその妥当性確認について＞
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料